

報道各社御中 ← 環境省広報室

石川県の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザ陽性事例における緊急調査チームの派遣およびA型鳥インフルエンザウイルス簡易検査陽性について
(H29.1.30 12:00)

現時点での検査状況等について、以下のとおりお知らせします。

番号	都道府県	場所	種名	回収日	簡易検査	遺伝子検査	高病原性鳥インフルエンザウイルス確定検査	監視重点区域指定状況
205	石川県	加賀市	ヒシクイ	1/15回収	陰性	1/18陽性	1/27 確定 H5N6 亜型	1/18 指定
<u>219</u>	<u>石川県</u>	<u>加賀市</u>	<u>ヒシクイ</u>	<u>1/29回収</u>	<u>陽性</u>		<u>確定検査機関で検査中</u>	<u>1/18 指定</u>

(太枠内下線が今回の情報です。)

【案件No.205について】

野鳥緊急調査チームを1月31日(火)～2月2日(木)現地に派遣し、鳥類の生息状況調査、死亡野鳥調査等を実施します。

【案件No.219について】

1月29日に石川県加賀市で回収されたヒシクイ1羽の死亡個体で、簡易検査を実施したところ、A型鳥インフルエンザウイルス陽性反応が出ました。確定検査はこれから鳥取大学で実施する予定です。確定検査には1週間程度かかります。また、確認地点はNo.205と同じであり、1月18日より個体確認地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化しています。
※ 現時点では、簡易検査により陽性が確認されたものであり、病性は未確定、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたわけではありません。
※ 確定検査の結果、陰性となることもあります。

なお、野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルについては、国内複数箇所発生時の「対応レベル3」にすでに引き上げております。

【参考：案件No.205について】

1 主な経緯等

(1) 死亡個体の確認地点

石川県加賀市

(2) 経緯

- ・ヒシクイ1羽の死亡個体を回収(1月15日)。
- ・石川県において簡易検査を実施したところ陰性だったが、遺伝子検査機関で検査を行ったところ、18日にA型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が出たと報告があった。
- ・回収地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定(1月18日)。
- ・鳥取大学において確定検査を実施したところ、1月27日に、高病原性鳥

インフルエンザウイルス（H5N6 亜型）と判明。

2 今後の対応

- (1) 全国での対応レベルは、すでに対応レベル3として監視を強化しており、引き続き監視を強化。
- (2) 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html に掲載) に準じて適切に対応。

3 野鳥緊急調査チームの派遣概要については以下のとおり。

- ① 日 程：1月31日（火）～2月2日（木）
- ② 人 数：野鳥等調査の専門業者2名程度
中部地方環境事務所及び石川県職員が同行予定
- ③ 主な調査内容：現地状況把握（鳥類の生息状況調査、死亡野鳥調査、異常個体の有無の確認、糞便採取、現地指導等）
- ④ 現地取材 場所：小松市ふれあい健康広場付近の海岸
(集合場所：石川県石川県小松市日末町サ29-1
ふれあい健康広場駐車場)
時間：1月31日 9:00～(30分程度)
- ⑤ 調査結果速報：2月2日（木）発表予定
- ⑥ 調査に関する問合せ先：中部地方環境事務所野生生物課
(052-955-2139) までお問い合わせください。
- ⑦ 取材される場合の留意点
調査日程については作業の進捗状況に合わせて刻々と変動すること、また、ウイルス拡散を防止する観点から、取材については上記場所の付近のみとさせていただきますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

【参考：案件No.219について】

1 主な経緯等

- (1) 死亡個体の確認地点
石川県加賀市
- (2) 経緯
 - ・ ヒシクイ1羽の死亡個体を回収（1月29日）。
 - ・ 石川県において簡易検査を実施したところ、A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が出たと報告があった（1月30日）。
 - ・ No.205の発生を受け、1月18日に回収地点の周辺10Km圏内を野鳥監視重点区域に指定済。
 - ・ 鳥取大学において確定検査を実施予定。

2 今後の対応

- (1) 全国での対応レベルは、すでに対応レベル3として監視を強化しており、引き続き監視を強化。
- (2) 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html に掲載) に準じて適切に対応。

【留意事項】

- ・ 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活にお

いては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。

- 周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、「野鳥との接し方について」(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/20101204.pdf)に十分留意されるようお願いいたします。

【取材について】

- 現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。

※ 環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。 (http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/)

平成 29 年 1 月 30 日 (月)

自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

直 通：03-5521-8285

代 表：03-3581-3351

企 画 官：東岡 礼治 (内線6475)

鳥獣専門官：根上 泰子 (内線6676)